

次世代育成支援対策行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～ 令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：妊娠中の女性職員の母性健康管理や各法令に基づく産前産後休業などの諸制度について（のパンフレットを作成して配布し、）制度の周知を図る。

<対策>

- 令和3年4月～ 職員へのアンケート調査、現状把握
- 令和4年4月～ 検討開始
- 令和5年4月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、社内広報誌などによる職員への周知

目標2：子どもを育てる職員が利用できる事業所内保育施設の運営

<対策>

- 令和3年4月～ 事業所内保育施設設置後の現状把握や引き続きの運営にあたっての環境整備

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和3年4月～ 年次有給休暇の取得状況を確認
- 令和4年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和5年4月～ 広報周知をするとともに、職場環境の整備を行う

目標4：地域において子ども・子育てに関する貢献活動の実施

<対策>

- 令和3年4月～ 子どもが安心してのびのび過ごせる居場所「フリースペースカーサ」の活動を継続する。

目標5：若年者に対するインターンシップ等での就業体験の機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れを行う。

<対策>

- 令和3年4月～ 受け入れ体制の確認や職員への周知および広報誌などによる取り組みの周知